

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和5年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和5年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和5年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和5年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市7.7%(平成24年度から5.7%としていたが、平成30年度から県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乘せ)
田尻町5.4%(平成29年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1,2に同じ。

(注) 2 令和5年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)

(注) 3 令和5年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
			6.1% ~6.8%	6.9% ~7.6%	7.7% ~8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	—	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	83	4	6	3	225	238	148	469	
人口5万未満の市	—	68	5	5	1	191	202	26	296	
町 村	—	551	6	11	16	315	348	27	926	
合 計	—	704	15	22	20	736	793	221	1,718	
構 成 比	0.0%	41.0%	0.9%	1.3%	1.2%	42.8%	46.2%	12.9%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団 体	合 計
			50,100円~ 54,900円	55,000円~ 57,900円	58,000円~ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	349	—	—	—	120	120	—	469
人口5万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,338	1	2	—	377	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	21.9%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	342	—	1	—	126	127	—	469	
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,331	1	3	—	383	387	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.2%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	342	—	—	—	127	127	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	342	—	—	—	127	127	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469	
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	290
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	19
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	437	93.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	30	6.4	468	100.0	236
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	31	6.6			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	243	81.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	51	17.2	297	100.0	229
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.0			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	54	18.2			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	50	5.4	926	100.0	345
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	65	7.0			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,569	91.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	131	7.6	1,719	100.0	829
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	150	8.7			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。